

平成26年度
第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
(兼 第1回新居浜市地域密着型サービス運営委員会)
次 第

<日 時> 平成27年1月29日(木)

14:00~15:30

<場 所> 新居浜市総合福祉センター4階 研修室3

1 開 会

2 議題

- (1) 会長、副会長の選出
- (2) 平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について
- (3) 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 地域密着型サービス事業所の指定等について
- (5) 新居浜市指定地域密着型(介護予防)サービス基準条例の一部改正について
- (6) その他

3 閉 会

【資料】

- 1 委員名簿
- 2 平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について
- 3 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 4 地域密着型サービス事業所の指定等について及び新居浜市指定地域密着型(介護予防)サービス基準条例の一部改正について

新居浜市地域包括支援センター運営協議会
 (兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会)

委員名簿 (五十音順)

(平成26年12月1日現在)

	団体名	氏名	備考
1	新居浜市歯科医師会	浅井 仁	
2	新居浜市国民健康保険運営協議会	大野 高溥	
3	新居浜市老人クラブ連合会	沖 則文	
4	新居浜市介護支援専門員連絡協議会	岸 治代	
5	新居浜市連合自治会	坂上 公三	
6	新居浜市連合婦人会	定岡 嘉恵	
7	新居浜市社会福祉協議会	神野 洋行	
8	新居浜市訪問介護事業所連絡会	土岐 智恵美	
9	愛媛県看護協会	西原 美智子	
10	新居浜市民生児童委員協議会	松井 正枝	
11	愛媛県立医療技術大学	宮内 清子	
12	新居浜市医師会	山内 保生	
13	愛媛県社会福祉士会	山本 豪	
14	新居浜市保健センター	渡辺 千景	

※現委員の任期:平成26年12月1日～平成29年11月30日

平成26年度 地域包括支援センター事業実施状況報告

	事業名	事業内容	実施状況(H26.12現在)	備考
1	介護予防一般高齢者施策事業	高齢者が、自分らしくいきいきとした生活を送れるように、介護予防に関する知識の普及・啓発及び地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施するための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室 5か所で実施 参加者数106人 ・健康介護相談 各高齢者福祉センターで実施 延142人利用 ・サロン等講師派遣 34回派遣 ・介護ボランティア養成研修 3回実施予定 	
2	介護予防特定高齢者施策事業	虚弱高齢者を早期発見し、介護予防事業(筋肉トレーニング・栄養改善・口腔ケア・閉じこもり予防など)の提供により、状態の維持改善を図り、要介護状態に陥らないように支援する。	基本チェックリスト送付11,551人、うち二次予防事業対象者2,922人 通所型介護予防事業利用見込人数180人	
3	介護支援ボランティア事業	高齢者がボランティア活動を通じて、社会参加や地域貢献をするとともに、健康増進を図り介護予防につなげる目的の事業。介護保険施設等において、介護支援ボランティアを行った者に対し、その活動の実績に基づき介護支援ボランティア評価ポイントを付与するとともに、当該付与ポイントに応じたポイント転換交付金を交付する。	登録施設54施設 介護支援ボランティア登録者数72名 ・毎月1回、新規ボランティア登録申請者に対し研修を実施	
4	包括的継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者に対して包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と個々の介護支援専門員へのサポートを行うための事業である。 ・関係機関との連携体制の構築支援 ・介護支援専門員の資質向上のため講演会開催 ・個々の介護支援専門員への後方支援	総会及び講演会、各部会による研修会等を開催。 特に、主任部会では地域ケア会議開催に向けた学習会をコースで開催し、理解を深めた。 2月には、新しい総合事業についての理解を深めるための研修会を開催予定。	
5	地域包括支援センター管理事業	地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。(介護保険法第115条の46第1項)主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、地域の中核機関として機能するように管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員 6人(内、1人育休中) 社会福祉士等3人、保健師3人 ・非常勤職員 10人(内、1人育休代理) 社会福祉士3人、主任介護支援専門員2人 保健師1人、介護支援専門員4人 ・地域包括支援センター協力機関(ランチ)9事業者 地域包括支援センターとランチが連携を図りながら、地域の高齢者の相談支援業務を行っている。地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の連携、地域ケア会議の推進等に取り組んでいる。	

2	総合相談権利擁護事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、各種相談に応じ、適切なサービスや機関・制度の利用につなげる事業。また、高齢者の個々の権利を守るため、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害対応などを行うほか、認知症に対する理解を深める啓発活動(認知症サポーター養成講座開催)を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 643件(H27.4.1~12.31) ・ランチ連絡会・学習会の開催 1回/月 ・地域ケアネットワーク推進協議会(18校区) ・地域ケア会議の学習・啓発及び開催 ・認知症ケアパスの作成 ・認知症サポーター養成講座の開催(一般・小中学校・市役所職員) 									
7	成年後見制度普及支援事業	成年後見制度の普及啓発と成年後見人等の担い手不足解消を図るため、法人後見センターを開設した社会福祉法人ふたば会に対して、安定的な運営を支援するために、補助金を交付する。	成年後見センターふたば荘に対する補助金									
8	介護相談員派遣事業	市から委嘱された介護相談員が、特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホームなどの介護サービス事業所を訪問し相談活動を行う。介護サービス利用者との面談や傾聴することで、利用者から不安や不満、疑問などの声を聞いたときは、トラブルや苦情になる前に、事業者への橋渡し役としてその内容を伝え、問題の改善や介護サービスの質的向上を図る。	<p>介護相談員20名、平均訪問回数 3回/月 訪問先40施設</p> <table border="0"> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>7箇所</td> </tr> <tr> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>グループホーム</td> <td>24箇所</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	7箇所	小規模特別養護老人ホーム	6箇所	老人保健施設	3箇所	グループホーム	24箇所	
特別養護老人ホーム	7箇所											
小規模特別養護老人ホーム	6箇所											
老人保健施設	3箇所											
グループホーム	24箇所											
9	新予防給付マネジメント事業	軽度者(要支援1・2)に対して、自立支援に向けた適切な介護予防サービスを提供し、心身の状態の維持・改善を図り、住み慣れた地域・家庭で自立した日常生活を継続できるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前・事後のアセスメントの実施 ・介護予防プランの作成 <p>契約件数見込み634件 計画作成件数見込み17,334件</p>	平成26年度見込み								
10	高齢者生きがい創出事業	高齢者が自分らしく生き生きと生活していけるよう、介護予防や健康増進についての知識の普及を図るとともに、伝承遊び、芸能・演芸、運動・体操等の教室を開催し、健康と生きがいづくりの取り組みを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・お手玉教室…お手玉による心と体の健康づくり ・けん玉教室…徐々に若者にも人気が出るなど、スポーツ性がある。児童との交流を図る。 ・高齢者マジシャン養成講座…マジックショーにより幼児・児童たちに演技を披露 ・落語教室…落語を通じて人前で話す楽しさ学ぶ。 									
11	在宅介護支援啓発事業	適切なサービスの利用や家族、地域の理解や支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができることを啓発し、在宅で生活する要介護高齢者と家族を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「あの世、この世、その世」参加型劇の講演…人生の末期における死生観を考える。 ・サロンの運営…人のふれあい、仲間づくり、生きがいづくりの機会をつくる。 ・認知症と家族の集い…講演会の開催などにより、在宅介護に対する不安を軽減。 ・傾聴ボランティアの普及・促進…傾聴の基本やスキル等の教材を作成。 									

地域包括支援センターの人員基準等に関する条例の制定にあたっての基本的な考え方

1. 制定の趣旨

地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）において介護保険法の一部が改正されたことに伴い、現在厚生労働省令等で定めている地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を、市町村が条例で定めることとなりました。

なお、第3次地方分権一括法の施行期日について、地方自治体の条例や体制整備が必要なものは、平成26年4月1日となっていますが、1年間の経過措置が設けられています。そのため、平成27年4月までに条例を制定することとなります。

2. 制定予定の条例

法律の改正により、制定される条例は次のとおりです。

名 称	根拠法令	条例委任される省令
(仮称) 新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)

3. 条例の制定

(1) 基準の区分

条例は、次のとおり国が区分した基準に基づき定める必要があります。

基準の区分	内容	主な基準
「従うべき基準」 省令で定める基準に従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	職員に係る基準及び員数 (職員の員数及び配置基準)
「参酌すべき基準」 省令で定める基準を参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	「従うべき基準」以外の事項 (運営基準)

(2) 条例制定にあたっての基本的な考え方

- * 条例制定にあたり根拠法令の中で「市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準」とされる基準については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の基準のとおり規定します。
- * 「市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準」と規定されている基準については、規則を十分参照し、市の実情を踏まえ独自の基準が必要か判断し、基準を定めることとします。

第3次地域主権一括法による介護保険法等の改正内容

改正前	改正後
(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2. 3 省略 4. 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして <u>厚生労働省令</u> で定める基準を遵守しなければならない。 (新設) 5～8 省略	(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2. 3 省略 4. 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして <u>市町村の条例</u> で定める基準を遵守しなければならない。 5. <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u> <u>6～9</u> 省略

介護保険法施行規則 (参考)

項目	基準の概要	基準の区分
基本方針	○各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。	「参酌すべき基準」省令で定める基準を参酌するもの
人員基準	○専従かつ常勤の者であること。 ○第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1人配置すること。	「従うべき基準」省令で定める基準に従い定めるもの
運営基準	○適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	「参酌すべき基準」省令で定める基準を参酌するもの

「従うべき基準」

・条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

「参酌すべき基準」

・地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

条例制定にあたっての基本的な考え方

- * 条例制定にあたり根拠法令の中で「市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準」とされる基準については、介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省第36号)の基準のとおり規定します。
- * 「市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準」と規定されている基準については、規則を十分参照し、市の実情を踏まえた上で独自の基準を設けるか判断し、基準を定めることとします。

介護保険法（抄）

（地域包括支援センター）

第百十五条の四十六地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

7 地域包括支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(平一七法七七・追加、平二〇法四二・旧第百十五条の三十九繰下、平二三法七二・旧第百十五条の四十五繰下・一部改正、平二五法四四・一部改正)

介護保険法施行規則（抄）

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準次のイ及びロに掲げる基準

イ一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

(1)保健師その他これに準ずる者一人

(2)社会福祉士その他これに準ずる者一人

(3)主任介護支援専門員(第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者一人

ロイの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

(1)第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

(2)市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。)において認められた場合

(3)市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人(うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

二法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準次のイ及びロに掲げる基準

イ地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(平二五厚労令一〇五・全改)

(4) 地域密着型サービス事業所の指定等について

地域密着型サービス事業所の指定状況

【H27. 1. 1現在】

日常生活圏域	川西圏域	川東圏域	上部西圏域	上部東圏域	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設	1 施設	—	—	2 施設
夜間対応型訪問介護	1 施設	—	—	1 施設	2 施設
認知症対応型通所介護	3 施設	1 施設	—	1 施設	5 施設
地域密着型介護老人福祉施設 ^{※1}	1 施設 (29 床)	3 施設 (87 床)	1 施設 (29 床)	1 施設 (29 床)	6 施設 (174 床)
小規模多機能型居宅介護	2 施設	2 施設	1 施設	3 施設	8 施設
認知症対応型共同生活介護 ^{※2}	8 施設 (134 床)	8 施設 (126 床)	7 施設 (120 床)	5 施設 (90 床)	28 施設 (470 床)

※1 平成 27 年 3 月に 1 施設整備、上部東圏域 (29 床)

※2 平成 27 年 2 月に 1 施設整備、川東圏域 (2 エット、18 床)、3 月に 1 施設整備、上部東圏域 (2 エット、18 床)

(5) 新居浜市地域密着型（介護予防）サービス基準条例の一部改正について

一部改正の背景

（介護予防）地域密着型サービスの提供にあたって、遵守を求める「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 38 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」等の内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」等に基づき、地方公共団体の条例に委任されているため、平成 24 年度に条例を制定しておりますが、条例委任されている上記基準が、「介護保険法施行規則等の一部改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）」により改正されるため、条例の一部改正に向けて検討を進めています。

一部改正する条例

- 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1. 基準の区分の定め

省令で定められていた基準を条例で定めるに当たっては、従来の基準を次の3種類に分類し、条例の制定に一定の制限がかけられています。

- ① 「従うべき基準」・・・基準の範囲内でのみ異なる基準が許容。
- ② 「標準」・・・合理的な範囲内で異なる基準が許容。
- ③ 「参酌すべき基準」・・・十分参酌した結果であれば、異なる基準が許容。

2. 条例の一部改正に係る基準の考え方

- ④ 「従うべき基準」・・・法で省令基準に従うよう定められているため、省令基準どおり改正します。
- ⑤ 「標準」・・・通常よるべき基準のため、省令基準どおりとします。
- ⑥ 「参酌すべき基準」・・・十分参酌した結果、省令基準のどおりとします。

3. 改正の主な内容について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

一体型事業所における訪問介護サービスの提供体制に係る規定（参酌すべき基準）、オペレーターの配置基準に係る規定（従うべき基準）及び介護・医療連携推進介護と外部評価に係る規定（参酌すべき基準）

(2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

登録定員等に係る規定（従うべき基準）、運営推進会議と外部評価に係る規定（参酌すべき基準）、看護職員の配置要件に係る規定（従うべき基準）及び地域との連携の推進に係る規定（従うべき基準）

(3) 複合型サービス

サービス名称に係る規定、登録定員等に係る規定（標準）及び運営推進会議と外部評価に係る規定（参酌すべき基準）

(4) 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

共同生活住居数（ユニット数）に係る規定（標準）

(5) 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

利用定員に係る規定（従うべき基準）、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準（参酌すべき基準）

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体に係る要件（従うべき基準）

4. その他

一部改正に伴う、条例の整備を行います。

5. 今後のスケジュール

- ・平成27年2月 市議会に条例改正案を上程。
- ・平成27年4月1日 施行